

報告概要「EUにおける対人地雷政策形成」

神戸大学大学院国際協力研究科准教授

西谷真規子

対人地雷禁止条約は、画期的な軍縮条約であったとともに、NGOが主導したものであった点でも注目された事例であった。議論の前提として、本件に関する姿勢は「反地雷」と総称できるが、これには規制すべきとする立場（以下「規制派」）と全廃を目指す立場（以下「全廃派」）が含まれる。また、交渉の舞台の選択として、国連軍縮会議（CD）を好む勢力と、国連枠外で、いわゆるオタワ・プロセスを好む勢力の間で綱引きがあったことを踏まえておく必要がある。

本件は、欧州諸国が中心となって進めたように認識されているが、交渉後期にアフリカ大陸諸国に支持が広がったことが決定打となった。また、欧州諸国の中でもその半数は全廃を望んでおらず、そのことがCFSPの枠組みでこの政策を推進することを困難にしていた。NGOの働きかけは各国政府を通じたものであったが、働きかけの対象となったのは、主にベルギー、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、オーストリアおよびアイルランドといった中堅国であった。地雷問題は安全保障問題であると同時に人道問題でもある。1980年代頃からECは開発分野で人道問題として地雷問題を取り上げていた。具体的には、地雷除去支援等であり、国連信託基金拠出額の2/3を欧州が占めていたなど、非常に大きなプレゼンスを示していた。また、委員会は、従来、本件に関してNGOと密接に連携していた。

EUの共同行動の第一歩はオタワ・プロセス前の95年の輸出モラトリアムに関するものであった。これはアメリカ主導の政策に追随したもので、全廃や製造・保有に関する言及はなかった。実際にオタワ・プロセスが開始されると、EU内の「規制派」と「全廃派」およびCD派とオタワ派それぞれ対立が顕著となった。このような異なる立場間の対立の硬化には、ICBLの態度が敵対的であったことが大きく影響した。この結果、CFSPとしての立場の採択は非常に困難となったが、突破口となったのが作業部会であった。政府間交渉の土台部分に存在した専門家会合としての作業部会では、一種の専門家共同体が構築されており、最終的に、玉虫色ではあったが、共同行動を採択することができた。これは、オタワ・プロセスとCD、そして輸出モラトリアムと全廃それぞれを全て併記したものではあったが、オタワ・プロセス開始直前にEUとしてのプレゼンスを示すことができた。ICBLの関与は各国政府を通じた側面支援的なものであったが、トランスナショナルな支援の意義は大きかった。

欧州は、人道主義外交を前面に掲げてきたことが、最終的にアフリカ諸国の支持を得て交渉を成立させることにつながった。また、人道主義外交を本当に政策として実現するには、

特に NGO との連携が重要である。アメリカは本件に関し安全保障問題の側面をより強調しており、日本もそれに追随していた。最終局面で立場を転換したが、このような行動を取っているのは人道主義外交に信憑性が得られない。日頃より「非米」の選択肢を確保しておくことが重要であると考えます。

文責：小林正英（尚美学園大学）。報告者による了承の上、掲載。